

116 高等教育に関する文部大臣意見の件請議

〔明治二十三年十月〕

〔注記1〕

〔注記2〕

文部大臣請議高等教育ニ関スル意見ノ件

右謹テ奏ス

明治廿三年十月三十日

内閣総理大臣伯爵 山縣有朋 花押

〔注記3〕

明治廿三年九月廿六日

内閣総理大臣 花押

内閣書記官長

内閣書記官 〔多田〕〔道家〕

外務大臣花押 〔青木〕 大蔵大臣 〔松方〕

海軍大臣 〔樺山〕 文部大臣花押 〔後藤〕 逓信大臣花押

内務大臣 〔西郷〕 陸軍大臣 〔大山〕

司法大臣 〔山田〕 農商務大臣花押 〔陸奥〕 大木議長花押

別紙文部大臣請議高等教育ニ関スル意見ノ件ヲ案スルニ高等教育ノ方法ヲ整理シ一地方ニ子弟ノ集中スル時弊ヲ匡済スルノ目的ヲ以テ三策ヲ立テルモノニシテ其第一ハ数個ノ大学ヲ設置スルコト其第二ハ既設ノ高等中学校ヲ拡張シ専門部ヲ附設スルコト其第三ハ特別認可学校ニ対シ一層検束ヲ加ヘ併セテ文官試験規則代言人規則医術開業試験規則ヲ改正スルコト是ナリ而テ第一策ハ既ニ閣議ニ於テ決定セラレタリ然トモ其施行期限ニ至テハ経費ノ都合アルヲ以テ主務大臣更ニ提案セラルヘシ而テ第二策ハ採用セラレサリシト雖モ第三策ハ直ニ施行ニ決定セリ依テ

左案ノ通文部大臣司法大臣内務大臣ヘ夫々通達相成可然ト認ム
文部大臣ヘ指令案

高等教育ニ関スル意見中大学設置并特別認可学校ニ係ル事項及文官試験規則代言人規則医術開業試験規則改正ノ件ヲ採用ス但大学設置ノ儀ハ廿四年度以後歳計ノ都合ニ由リ更ニ調査シ閣議ニ提出スヘシ

〔明治廿三年十一月六日〕

司法大臣内務大臣ヘ通牒

〔注記5〕 高等教育ニ関スル意見

国家ノ隆替ハ職トシテ国民智徳ノ開否ニ関シ国民智徳ノ開否ハ教育ノ良否ニ由ラスンハアラス今我邦現行ノ学制ヲ見ルニ下小学校ヨリ上大学ニ至ルマテ概子国库金又ハ地方費ヲ以テ之ヲ設立シ教育ノ全権ヲ国家ニ掌握シ其準備亦略備ハレルモノ、如シト雖トモ世ノ進運ニ伴ヒ政治ニ法律ニ医ニ文理等ニ社会ノ必要日二月ニ繁劇ヲ加ヘ官公立学校ノ設置ノミニテハ遂ニ其需求ニ応スル能ハサルノ勢トナリ或ハ有志ノ私金ヲ醸シ或ハ官衙ノ補助ヲ請ヒ以テ学校ヲ設立シ社会ノ急需ニ応セント欲シ官准ヲ請フモノ踵ヲ接シテ起リ官亦其請ヲ容レサルヲ得サルニ至レリ就中法律政治ニ係ル学校ハ特別ノ認可ヲ得タルモノアリテ此学校ノ業ヲ卒ユルモノハ恰モ高等中学校ノ業ヲ卒リタル者ニ異ナルコトナク試験ヲ経スシテ判任官トナリ或ハ直チニ高等試験ヲ受クルコトヲ得ルノミナラス兵役ニ関スル特典ヲモ亨有スルヲ以テ全国ノ生徒ハ東京ニ麤集シ争テ入学ヲ求メ現ニ在学スル者其

数殆ント五千人ノ多キニ上レリ

特別認可学校ナルモノハ十九年八月判事登庸規則ニ依リ判事ノ任ニ充ツヘキ法学生徒ヲ養成スルノ目的ヲ以テ特別監督条規ヲ設ケタルニ始マリ爾來多少ノ沿革ヲ經テ現在独逸学協會学校東京法学院和仏法律学校東京専門学校専修学校明治法律学校ノ六校ヲ見ルニ至レリ抑此特別認可学校ノ起ル所以ノモノハ前述ノ如ク社会ノ必要止ムヘカラサルニ出テ官之ヲ允准シ遂ニ此特權ヲ得ルニ至レリト雖トモ元來其設置ハ私立ニ係リ有志ノ協同ニ成ルモノナレハ或ハ資金ノ充備セサルカ為メ或ハ統理其宜キ得サルカ為メ規律ニ嚴正ヲ欠キ設備ニ周到ナルヲ得サルハ亦勢ノ免レサル所ナリ又其教員タルモノハ概子官私業務ノ余暇ヲ以テ此ニ従事シ深邃ノ学理ヲ講究シテ學術ノ推轉ヲ力トムルカ如キニ至リテハ殆ント望ムヘカラサルモノ、如シ或ハ陰ニ学校ヲ利用シテ政党ノ機關ト為サントスルノ傾キアルモノアリ或ハ専ラ英仏独等ノ一偏ニ膠着シテ自然国情ニ遠カルノ弊アルモノアリ而シテ特別認可ノ名譽ト実利トヲ誇稱シテ天下ノ青年子弟ヲ蒐集ス血氣偏旺シテ教育ノ素ナキモノ漫然法律学若クハ政治学ノ一斑ヲ此学校ニ窺ヒ空理ニ走り学説ニ泥ミ国家ノ福祉ヲ翼賛スルノ本旨ニ背馳セントスルノ虞ナキニ非ス況ンヤヤ^(ママ)全国唯一ノ大学東京ニ在リテ尊嚴ヲ極ムルトキハ地方ノ青年子弟ハ争テカ中央崇拜ノ念ヲ制スルヲ得ンヤ東京ニ蟻集セサルヲ得ンヤ斯クノ如クシテ東京ニ蟻集スル全国ノ子弟ハ多少其學術技芸ニ於テ得ル所ナキニ非ラスト雖トモ自然ニ浸潤涵養スル所或ハ品行ニ於テ或ハ言論ニ於テ憂虞スヘキモノナキニ非ラス国家教育ノ責

ニ任スルモノ須ク其弊ノ由ル所ヲ察シ其害ノ伏スル所ヲ撥シ漸ヲ杜キ微ヲ防クノ策ヲ講明セサルトキハ將來社会ニ名状スヘカラサルノ危害ヲ醸成シ国家ノ秩序ヲ紊乱スルノ基ヲ為スモ未タ知ルヘカラサルナリ

歐洲大陸諸国ノ実例ヲ觀ルニ高等教育ハ一ニ国家ノ掌握スル所ニシテ專ヲ国家ノ須要ニ応シテ之カ設備ヲ為サ、ルハナシ此ヲ以テ凡ソ高等官タルヘキモノハ予メ高等中学ノ業ヲ卒ヘ次テ大學ニ入りテ法律又ハ政治学ヲ修メ學位ヲ受ケタル後更ニ若干年間実務ヲ練習スルヲ常則トシ代言人ニ於ケル亦略之ニ異ナルコトナシ畢竟大學ニ於テ諸般ノ學術ヲ一括シ其蘊奧ヲ攷究スル所以ノモノハ蓋シ學問ノ統一上分離スヘカラサルト國務上政府ニ於テ一齊ニ統理セサルヘカラサルトノ必要ニ由レルナリ反之英米等ニ於テ法律政治ニ私立学校アル所以ノモノハ其国ノ沿革習慣等ニ由テ起ルモノナレハ歴史ヲ殊ニシ習慣ヲ異ニスルノ邦國ニ於テハ漫ニ模倣スヘカラサルモノアリ今ヤ我特別認可学校ノ弊ハ唯一大學ノ害ト相倚伏シテ將ニ測ラレサルモノアラントス是国體ヲ維持シ民俗ヲ養成シ国家ノ福祉ヲ無疆ニ保持スルノ点ニ於テ深ク慮ラサルヘカラサルヲ得サルコト、ス依テ之ヲ既往ニ照ラシ將來ニ稽ヘ之レカ匡正ノ方法ヲ案スルニ

(一) 政府ハ国體上国家ニ必要ナル學問ノ統理ヲ図ルモノナレハ政治法律ハ總テ本邦ノ成典慣行ヲ基礎トシ全国ノ需要ニ応スヘキ學士ヲ養成スルカ為メ學術ノ程度ヲ推轉シテ国家ノ品位ヲ高尚ニ維持スルカ為メ數個ノ大學ヲ設置スルコト歐洲大陸諸国ノ如クシ之ヲ民間ノ私立ニ委放スヘカラス今現ニ東京ニ一個ノ

帝国大学ノ設ケアリト雖トモ全国ノ需要ニ応スルニ足ラサルノミナラス青年子弟ノ意向ヲ東京ニ吸収シ學術以外ニ其思想言行ニ於テ或ハ奔競輕躁ノ害ヲ生スルコトナキヲ保タス又大学実体ニ於テモ他ニ競進ノモノナキヲ以テ自然ニ独尊儉安ノ傾ヲ生シ學術ノ研究推輓ヲ遲鈍ナラシムルノ虞アルカ故ニ今日ニ在テハ急ニ數個若クハ一個ノ大学ヲ地方ニ興シ全国ノ需要ニ応スルヲカトメテ一方ニハ子弟奔競ノ念ヲ抑ヘ地方ニ安シテ教育ノ素ヲ養フノ基ヲ開キ一方ニハ大学ニ競進ノ敵手ヲ生シテ独尊儉安ノ害ヲ未然ニ防カサルヘカラス実ニ高等教育上最モ緊急ナル要務ナリ然レトモ大学ヲ興スニハ巨額ノ費用ヲ要スルカ故ニ(額ハ別ニ)今日ニ行フヘカラスト為ストキハ即(二)既設ノ五高等中学校ヲ拡張シ各種急要ナル専門部ヲ附設シ(第三高等中学校ニ於テハ既ニ法学部ノ専門部ヲ設ク)教員ノ撰択ヲ精クシ政府ノ待遇ヲ厚クシ以テ漸ク其学校ノ資格ヲ高メ他日歲計余裕ヲ告クルノ日ヲ待チ一躍シテ大学ト作ルノ地歩ヲ為シ以テ地方子弟ノ思想ヲ繫キ足ヲ其地ニ留ムルコトヲ得セシムルニ至ラハ直ニ帝国大学ニ抗衡シテ共ニ學術推輓ノ益ヲ見ルコト能ハサルモ尚血氣ノ子弟ヲ首府ニ驅リテ此ニ輕躁權詭ノ念ヲ養成スルニ比スレハ其功益亦偉大ナルヘキヲ信ス

蓋シ高等教育ノ方法ヲ整理シテ時弊ヲ匡濟スルノ方法右ノ二策ニ出ツルコトナシ其第一ヲ上トシ第二ヲ次トス但シ上策ハ費用ヲ要スルコト随テ多ク第二策モ亦多少ノ増費ヲ要スルコト勿論ナリ政府ハ須ク二者ノ一ヲ撰用セサルヘカラス否ラサレハ歩々序ヲ追ヒ着々実ヲ挙ケ以テ国民ノ安寧福祉ヲ図ルカ如キハ教育

上決シテ望ムヘカラサルモノトス而シテ此二策ノ一ヲ選用スルト同時ニ一方ニハ私立学校ノ認可ヲ解キ他ノ一方ニハ(抹消)文官試験規則(別紙ニ)代言人規則(別紙ニ)醫術開業試験規則ヲ改正シテ(記ス)受験者ノ資格ヲ高クセサルヘカラス然レトモ右ノ二策ハ今日急ニ行フヘカラサルモノトスルトキハ止ムコトヲ得ス單ニ特別認可学校ニ対シ一層ノ檢束ヲ加ヘ尋常中学校ノ業ヲ卒ヘタル者(若ク等ノ資格ア)ニアラサレハ入学スルコトヲ許サス教員ノ資格ヲ定メ学科ノ規程ヲ正クシテ之カ監督ヲ精密ニシ一方ニハ文官試験規則(加筆)ヲ改正シ(別紙ニ)且ツ(記ス)代言人規則(別紙ニ)醫術開業試験規則ヲ改正スルコト亦前ノ如クスルノ一方アルノミ

抑々高等教育ハ亦由来前陳ノ如ク社会ノ必要ニ迫リテ私立ノ特別認可学校トナリ遂ニ官公立学校ノ教育ニ其利害ヲ波及シ官私交モ教育ノ權ヲ争フカ如キ情勢ヲ馴致セリ教育ノ事ハ一日ノ得失延ヒテ數十年ニ及フヘキヲ以テ国家前途ノ為ニ潛心熟慮以テ一轍ノ方針ヲ定メ将来ノ大計ヲ籌画スルハ刻下ノ急務ナリ依テ茲ニ卑見ヲ具陳シ謹テ閣議ヲ請フ

明治廿三年五月十五日

文部大臣 芳川顯正 印

内閣總理大臣伯爵 山縣有朋殿

明治廿三年九月 日

内閣書記官

内閣總理大臣

内閣書記官長

外務大臣

大藏大臣

海軍大臣

文部大臣

通信大臣

内務大臣

陸軍大臣

司法大臣

農商務大臣

大木議長

文部大臣提出高等教育ニ関スル意見書

右閣議ニ供ス

大学一校ノ創設費凡四十万円歳費凡二十万円」

法律専門学校一校ノ創設費凡三万円歳費凡一万円

○文官試験規則

第十七条第三改正

一府県立尋常中学校ノ卒業証書ヲ有スル者若クハ官立府県立
中学校ニ於テ之ト同等ノ学力アリト検定シタル者ニシテ文
部大臣ノ認可ヲ經タル学則ニ依リ法律学政治学又ハ理財学
ヲ教授スル私立学校ノ卒業証書ヲ有スル者

○代言人規則

第二十六条ニ左ノ項ヲ追加ス

府県立尋常中学校ノ卒業証書ヲ有スル者若クハ官立府県立中
学校ニ於テ之ト同等ノ学力アリト検定シタル者ニシテ三年以
上法律学ヲ修ムルニアラサレハ代言免許ヲ願フコトヲ得ス
第二十八条ノ試験課目ハ司法官試験課目ニ応シ之ヲ改正スルコ
トヲ要ス

○医術開業試験規則

第八条改正

府県立尋常中学校ノ卒業証書ヲ有スル者若クハ官立府県立

中学校ニ於テ之ト同等ノ学力アリト検定シタル者ニシテ一
個年半以上其学科ヲ修ムルニ非レハ前期試験ヲ受クルコト
ヲ得ス前期試験ヲ及第シタル後更ニ一個年半以上其学科ヲ
修ムルニ非レハ後期試験ヲ受クルコトヲ得ス

但齒科医術開業試験ハ府県立尋常中学校ノ卒業証書ヲ有
セス又ハ官立府県立中学校ニ於テ之ト同等ノ学力アリト
検定セサル者ト雖トモ二個年以上其学科ヲ修ムルトキハ
之ヲ受クルコトヲ得

附記

裁判所構成法第五十八条ニ依リ判事登用試験ヲ受クルニ必要ナ
ル資格ヲ定ムルトキモ亦府県立尋常中学校ノ卒業証書ヲ有ス
ル者若クハ官立府県立中学校ニ於テ之ト同等ノ学力アリト検
定シタル者ニ限ルヲ要ス

(注記1)

〔下條〕

(注記2)

〔済〕

(注記3)

「四ノ下」(簿冊内件名番号)

(注記4)

「文甲四九」

(注記5)

〔文部省「黄機四三号」
文書課「黄機四三号」

【明治廿三年 公文雜纂 文部省
三十一ノ上 24.13. 189】